

長崎デザインアワード 2025 運営及び販路開拓支援業務委託仕様書

I 業務名

長崎デザインアワード 2025 運営及び販路開拓支援業務

II 業務の目的

長崎デザインアワード 2025（以下「アワード」という。）の選定委員会、表彰式の運営、受賞商品の新たな販売ルートの構築と SNS 等での P R による売上拡大及び認知度向上を図ることを目的とする。

III 実施場所

長崎県庁（長崎市尾上町 3 番 1 号）ほか

IV 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 4 日まで

V 予算額

5,486 千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

VI 業務の内容及び仕様

（参考）過去のアワードにおける商品の応募総数

令和 6 年度応募総数： 47 点（36 社）

令和 5 年度応募総数： 72 点（60 社）

1. 応募商品管理、選定委員会、展示会・商談会の運営に関する業務

（1）応募商品の管理

県が受け付けた応募票のデータをもとに、応募商品の搬入について応募者へ連絡し、商品を受け取った後、十分な注意をもって管理すること（冷蔵、冷凍保存商品あり）。

- ① 商品受付期間：選定委員会前日～選定委員会開始前
- ② 選定委員会後、選考外の応募商品を応募者負担により返送すること。入選商品は写真撮影した後、同様に応募者へ返送すること。

（2）選定委員会の運営

会場の使用期間を選定委員会前日から委員会翌日の 3 日間とする。選定委員の意見を受賞・入選商品の応募者へフィードバックすること。

- ① 開催日の提案：令和 7 年 10 月 9 日
- ② 会場の提案：長崎市内（長崎県庁内会議室使用可能）
- ③ 選定委員が審査しやすいように展示方法や会場設営を工夫すること。
- ④ 入選以上を選定する 1 次審査（各委員による採点）、各賞を決定する 2 次審査（委員による

合議制) を行うなど円滑な審査方法を提案すること。

- ⑤ 受賞・入選商品の写真を撮影し、受賞商品は表彰式展示終了後、県へ引き渡し、入選商品及び選外商品は各応募者へ返送すること。撮影した写真はパンフレット等に掲載するため、商品のアピールとなるよう撮影すること。
- ⑥ 委員会の進行には、委員会資料の作成を含む。
- ⑦ 選定委員は県が選定し、謝金・旅費・昼食は県負担とする。
- ⑧ 受賞・入選商品に係る選定委員の意見の記録
- ⑨ 選外商品に係る選定委員の意見の記録

(3) 展示会・商談会の運営に関する業務

本事業の目的を理解した上で、受賞商品の売上拡大を目的に、販路開拓につながる効果的な手法(展示会、商談会等)等の企画内容を提案すること。特に提案に際しては企画・実施内容、実施期間、効果等を具体的に明記すること。

展示会や商談会以外に販路開拓につながる効果的な手法があれば、本仕様書に定める予算額の範囲内で提案すること。

また、展示会等の参加事業者に対しては、成約につなげるための助言などサポートを行うこと。

実施時期 令和7年12月から令和8年2月とする

① 商談会

商談会については、第101回東京インターナショナルギフトショー春2026または同時開催展を必ず入れること。

第101回東京インターナショナルギフトショー春2026

会期：2026年2月4日(水)・5日(木)・6日(金)

会場：東京ビッグサイト(東京・有明)

出展規模：プロパーブース2小間を基本とする。

その他

- ・出展申し込みを速やかに行うこと。
- ・出展料、装飾費、ブース配置人件費、商品運送費など出展・運営に係る一切の費用は当業務に含まれる。
- ・参加を希望する受賞事業者がいる場合は、旅費・滞在費は当業務に含まれる。
- ・来場バイヤーへの商品説明及び事業者へのつなぎ等が確実にできる人員を配置すること。
- ・出展商品に食品がある場合は、試食に対応すること。但し、加熱調理が必要なものは可能な範囲で対応するものとする。また、試食品は商品の募集要項に無償提供を明記する予定であるが、事業者から試食品提供がなかった商品の試食対応は不要。

②展示会等

商業施設内の店舗・イベントスペース、買い物客の往来が多い場所等、より多くの人へ訴求できる場所で、来場者等の購買意欲を誘う工夫を凝らして受賞商品を展示（販売）することとし、展示会場・期間・体制・集客方法について具体的な提案を行うこと。また、その提案理由を明記すること。

なお、展示会場・期間については企画提案書を基本とするが、事前に県と協議を行ったうえで決定すること。

また、展示会場に来場したバイヤーや消費者の声を事業者へフィードバックすること。

県外からの旅行者が訪れるような駅や空港の店舗を基本とする。

2 表彰式の運営、受賞商品の PR に関する業務

(1) 企画作成

本事業の目的を理解した上で、ネット利用者の認知度向上を目的に、長崎県民及び首都圏を中心とした都市部在住者で概ね 20 代から 60 代の新しいものに関心を持つターゲットに対して広く、的確にリーチするための訴求力のある情報発信内容、ウェブや SNS の活用を中心に効果的な広報手法（どういう媒体で何処に広報するのか）等の企画内容を提案すること。特に提案に際しては企画・実施内容、実施期間、効果等を具体的に明記すること。

また、本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し提出すること。

(2) SNS を中心とした広告配信及び関連サイトへの誘導

SNS 等を活用してアワード及び受賞商品をターゲットに対し広く周知すること。

なお、SNS 以外の手法で、ターゲットへのリーチやアワード事業・受賞商品の認知度向上を図るための方法があれば、本仕様書に定める予算額の範囲内で最大限の効果を見込める提案・実施を可能とする。

実施時期 令和 7 年 12 月から令和 8 年 3 月とする

① SNS による PR

- ・ 広く周知することのできる媒体で、ユーザーの興味関心を喚起させる方法を提案すること。
- ・ 受賞企業の自社ウェブサイト等への誘導方法を盛り込むこと。
- ・ 効果測定（下記指標を目安に効果的なプロモーション案を提案すること）
 - ・ アワード及び受賞商品に関する SNS 投稿の視聴回数
(インプレッション数)：30 万 imp 以上
 - ・ アワード及び受賞商品に関する SNS の動画の再生回数
(再生回数)：3 万回以上

②情報誌等によるPR

- ・広く長崎県民へ周知することのできる媒体で、読者の購買意欲を喚起させる方法を提案すること。
- ・長崎県のHP内の長崎デザインアワード2025受賞決定のページ等への誘導方法を盛り込むこと。

(3) 表彰式の運営

デザインアワードとその受賞商品について、より多くの人にアピールできるよう運営（会場設営・撤去、商品展示、式進行、撮影記録、各種連絡調整、賞状作成等）すること。

- ① 表彰式日程：令和7年11月中旬
- ② 表彰式会場：長崎県庁1階エントランスホール（予定）
- ③ 商品展示：表彰式会場に受賞商品のPRブースを設置すること
- ④ 出席者：大賞・金賞・銀賞・特別賞・奨励賞受賞者
- ⑤ 賞状の作成：仕様・数量 ※枚数は最大数

	賞状					
	大賞	特別賞	金賞	銀賞	奨励賞	入選
数量	1枚	2枚	2枚	3枚	2枚	10枚
規格	A4 片面					B5 片面
刷色	3色刷 (金・黒・赤)			3色刷 (銀・黒・赤)		3色刷 (青・黒・赤)
紙質	PHO 淡クリーム 180kg以上		ケント (白) 180kg以上			
参考	データ有 (Adobe illustrator CC)					
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・公印刷込加工または県にて公印を押印する。 ・公印刷込については、紙に押印したものから取り込むこと。 なお、公印を押印した用紙及び機械に取り込んだ公印のデータ等の取り扱いは、発注元課と「貸与に関する覚書」を結ぶ等その指示に従うこと。 ・ロゴ及び賞名はオフセット印刷、それ以外はデジタル可とする。 ・箔押しは不要。 ・再生紙は使用しないこと。 ・受賞者が商談会等で受賞をPRできるように壁への吊り下げや卓上設置が可能なアクリル製のフレーム（透明）に入れること。 					
納期	令和7年11月上旬					

(4) アワードパンフレット作成

商談等において受賞商品の魅力をバイヤーに伝えることができるようなデザインアワードのデジタルパンフレット（写真撮影含む）を作成すること。

なお、成果物はウェブ掲載用PDFファイル（パンフレットのみ）とし、長崎県産業労働部新産業推進課に納品すること。

内容	デジタルパンフレット
規格	A4 中綴じ 両面 24 ページ
刷色	カラー
その他	掲載写真の撮影を含む
納期	令和8年2月上旬 ※展示商談会での活用のため、選定委員会終了後、速やかに着手すること。
参考	過去のパンフレット掲載 URL https://www.pref.nagasaki.jp/yogyo/nid_net/design_award/pamphlet.php 

VII 業務完了報告

本業務完了後遅延なく、下記の書類を提出すること。

- ① 委託業務完了届：1部
- ② 実績報告書：2部および電子データを格納したCD-R又はDVD-R 1枚

VIII 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

受託者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱に十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(2) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

IX 著作権の譲渡

業務の成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合は、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に県に無償で譲渡するものとする。

また、受託者は、県に著作権人格権を行使しないものとする。

X 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。

ただし、業務を効果的に行ううえで必要と思われる業務については、書面により県の承諾を得て、業務の一部を委託することができる。

XI その他

(1) 業務上疑義が発生した場合は、県及び受託者の協議で業務を進めるものとする。

(2) 契約締結後、速やかに業務実施に係るスケジュール等の計画を作成し、県の承認を得ること。

また、業務の実施にあたっては、県と十分協議したうえで行うこと。